

(2) 建築改修工事

章	節	番号	号	工 事 受注者	発注者
1 各章 共通 事項	1 一般 事項	3 官公署その他 への届出手続 等	(2) 届出内容をあらかじめ監督員へ報告する。	報告	
		4 工事実績情報 サービス (CORINS) への登録	(1) 工事実績情報の登録予定内容について、事前に監督員の確認を受ける。		確認
		5 書面の書式及 び取扱い	(1) 書面を提出する場合の書式(提出部数を含む。)は、公共建築工事標準書式によるほか、監督員と協議による。	協議	協議
			(3) 施工体制台帳及び施工体系図の写しを監督員へ提出する。	提出	
		6 設計図書等の 取扱い	(2) 使用又は閲覧について、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。		承諾
		8 疑義に対する 協議等 設計図書の訂 正、変更	(1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難な場合若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。	協議	協議
			(2) 設計図書の訂正又は変更を行う場合は、監督員との協議による。	協議	協議
			(3) 設計図書の訂正又は変更を行わない場合も、監督員との協議による。	協議	協議
		9 工事の一時中 止に係る事項	工事の一時中断が必要となった場合は、直ちに状況を監督員に報告する。	報告	
		10 工期の変更に 係る資料の提 出	工期を変更する場合は、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督員に提出する。	提出	
		11 特許の出願等	工事施工上必要な材料、施工方法等を考案し、これに関する特許の出願等を行う場合は、あらかじめ発注者と協議する。	協議	協議
		12 埋蔵文化財 その他の物件	埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。その後の措置については、監督員の指示に従う。	報告	指示
	2 工事 関係 図書	1 実施工程表	(1) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督員の承諾を受ける。		承諾
			(3) 契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表の変更が生じた場合は、監督員の承諾を受ける。		承諾
			(4) 上記以外により、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督員に報告する。	報告	
			(5) 週間工程表、月間工程表、工種別工程表を監督員に提出する。 (工事書類簡素化取扱確認書で協議した書類に限る。)	提出	指示
		2 施工計画書	(1) 工事の着手に先立ち総合施工計画書を作成し監督員に提出する。	提出	
			(3) 当該工事の施工に先立ち工種別施工計画書を作成し、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、作成を省略可。	提出	承諾
			(4) 総合施工計画書及び工種別施工計画書のうち品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。 品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督員の承諾を受ける。		承諾

章	節	番号	号	工 事 受注者	発注者
			(5) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督員に報告する。	報告	
		3 施工図等	(1) 施工に先立ち、施工図等の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。		承諾
			(3) 施工図等の内容を変更する必要がある場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講じ、監督員の承諾を受ける。	報告	承諾
		4 工事の記録等	(4) 適切な施工であることの証明を監督員の指示により、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。		指示
			(5) 監督員から請求されたときは、工事の記録等を監督員に提示し、又は提出する。	提出	
	3 工事 現場 管理	2 施工管理技術者	(2) 資格又は能力を証明する資料を監督員に提出する。	提出	
		3 電気保安技術者	(2) 電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督員の承諾を受ける。	指示	指示
			(3) 電気保安技術者は監督員の指示に従い業務を行う。	提出 承諾	承諾
		4 工事用電力設備の保安責任者	(1) 工事用電力設備の保安責任者を定め、監督員に報告する。	報告	
		5 施工条件	(1) 行政機関の休日における工事の施工については、あらかじめ監督員の承諾を受ける。	承諾	承諾
			設計図書に施工時間が定められている場合において、その時間を変更する必要があるときは、あらかじめ監督員の承諾を受ける。	承諾	承諾
			設計図書に施工時間が定められていない場合において、夜間に工事の施工を行うときは、あらかじめ監督員の承諾を受ける。		承諾
		6 品質管理	(2) 必要に応じて監督員の検査を受ける。		検査
			(3) 品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		7 施工中の安全確保	(4) 施工箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等が工事に支障を来す場合は、監督員と協議する。	協議	協議
			(5) 近隣等との折衝について記録し、直ちに監督員に報告する。	報告	
			地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督員に報告する。	報告	
			緊急を要しない場合は、あらかじめその概要を監督員に報告の上、対応を行う。	報告	
		10 災害等発生時の安全確保	災害及び事故が発生した場合は、対策を含めてその経緯を監督員に報告する。	報告	
		12 発生材の処理等	(1) 設計図書に定められた以外の発生材の再利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督員と協議する。	協議	協議
			(2) 発生材のうち、引渡しを要するものの引渡し（保管）場所については、監督員の指示を受ける。	指示	指示
			発生材のうち、引渡しを要するものについては、調書を作成して、監督員に提出する。	提出	
			発生材のうち、再資源化を図るものと指定されたものについては、分別を行い、再資源化施設等に搬入したのち調書を作成して監督員に提出する。	提出	
			上記以外の発生材は、関係法令に従い適切に処理し、監督員に報告する。	報告	

章	節	番号	号	工 事 受注者	発注者
			(4) 特別管理産業廃棄物の施工計画調査結果は、調書に取りまとめ、監督員に提出する。	提出	
		13 既存部分等への処置	(3) 工事施工に際し、既存部分を汚損した場合は、監督員に報告するとともに承諾を受けて原状に準じて補修する。	報告	承諾
	4 材料	2 材料の品質等	(2) 使用材料が設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。ただし、設計図書において「JIS又はJASによると指定された材料で、JIS若しくはJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。	提出	承諾
			(3) 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した証明書を監督員に提出する。	提出	
			(4) 工事現場でのコンクリートに使用するせき板の材料として合板を使用する場合は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した内容の板面表示等により合法性を確認し、監督員に報告する。	報告	
			(5) 調合を要する材料については、調合に先立ち調合表を監督員に提出する。	提出	
			(6) 設計図書に定める材料の見本を提示又は提出する。	提出	
			材質、仕上げの程度、色合、柄等について、監督員の承諾を受ける。		承諾
		3 材料の搬入	材料の搬入ごとに、監督員に報告する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	報告	承諾
		4 材料の検査等	(1) 現場に搬入した材料は種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。		承諾 検査
			(2) 一度検査に合格した材料と同じ材料は、以後、抽出検査とするが、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。		指示
		5 材料の検査に伴う試験	(1) 材料の品質及び性能を証明する試験の方法が設計図書に定められていない場合は、監督員の承諾を受けた試験の方法とする。	試験	承諾
			(2) 試験に先立ち試験計画書を作成し、監督員の承諾を受ける。	試験	承諾
			試験実施場所の決定については、監督員の承諾を受ける。	試験	承諾
			(3) 試験は、原則として監督員の立会いを受けて実施する。ただし、あらかじめ承諾を受けた場合はこの限りでない。	試験	承諾 立会
			(4) 試験結果については、監督員に報告する。	報告	承諾
		6 材料の保管	破損、変質等により工事に使用することが適当でないと監督員の指示を受けたものは、工事現場外に搬出する。		指示
	6 施工調査	2 施工数量調査	(2) 施工数量調査の結果を監督員に報告する。	報告	
	7 施工	1 施工	(2) コンクリート打ち込み等で設備等が隠ぺい状態となる部分については、別契約の関連工事等の施工の検査が完了するまで施工してはならない。ただし、監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。		承諾
		2 技能士	(3) 技能士の資格を証明する資料（＝技能士報告書）を監督員に提出する。ただし、施工計画書に記載し、資格証明等を添付することで省略可能。	提出	
		3 技能資格者	(2) 技能資格者の資格及び能力を証明する資料を監督員に提出する。	提出	

章	節	番号	号	工 事 受注者	発注者		
		4	一工程の施工 の確認及び報 告	一工程の施工を完了したとき又は工程の途中で監督員の指示を受 けたときは、適合確認を行い、適時、監督員に報告する。この場 合において、確認・報告は、監督員の承諾を受けた者が行う。	報告	指示 承諾	
		5	施工の検査等	(1) 設計図書に定められた場合は、一工程の確認を報告した場合及び 監督員から指示された工程に達した場合は、監督員の検査を受け る。		検査	
				(2) 上記の検査に合格した工程と同じ機材及び工法により施工した部 分は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督員の指 示を受けた場合は、この限りでない。		指示	
				(3) 見本施工（特記された場合）については、監督員の承諾を受け る。		承諾	
		6	施工の検査等 に伴う試験	試験計画書・試験場所		承諾	
				試験の実施及び結果		承諾	
		7	施工の立会い	(1) 設計図書に定められた場合又は監督員の指示を受けた場合の施工 は、監督員の立会いを受ける。また、監督員立会確認記録は、工 程表又は、打合せ記録に集約することができる。		指示 立会	
		8	工法の提案	設計図書に定められた工法等以外で、所定の品質及び性能の確保 が可能な工法、環境の保全に有効な工法、生産性向上に有効な工 法等の提案がある場合は、監督員と協議する。	協議	協議	
		9	化学物質の濃 度測定	(3) 測定結果を監督員に提出する。	提出		
		8	工事 検査 及び 技術 検査	1 工事検査	(1) 工事を完了したときは、工事完成の通知（＝工事完了届）を監督 員に提出する。	提出	
				(2) 契約書に規定する部分払を請求する場合は、出来形部分等の算出 方法について監督員の指示を受ける。	指示	指示	
		9	完成 図等	2 完成図等	完成図は、工事完成時における建物の状態を表現し、種類及び記 入内容は特記による。特記がなければ、表1.89.1のうち監督員の指 示するものとする。		指示
				3 保全に関する 資料	(2) 保全に関する資料の作成に当たり、監督員と記載事項に関する協 議を行う。	協議	協議
2	仮設 工事	3 養生	1 既存部分の養 生	(3) 既存部分における既存家具、既存設備等の養生方法は、特記によ る。特記がなければ、監督員の承諾を受けて、ビニルシート等で 養生を行う。		承諾	
				(7) 天候の急変のおそれのあるときは、漏水等に対する適切な養生を 行い、監督員に報告する。	報告		
				(8) 下階に漏水等のおそれのある工事を行うときは、監督員と協議す る。	協議	協議	
		4 仮設 物	1 監督員事務所 等	(2) 監督員事務所に設ける設備は、特記がなければ、監督員と協議す る。	協議	協議	
			2 危険物貯蔵所	やむを得ず工事目的物の一部を危険物置き場とする場合は、監督 員の承諾を受ける。		承諾	
		5 仮設 物撤 去等	1 仮設物撤去等	(2) 工事の進捗上又は構内建築物等の使用上、仮設物が障害となり、 かつ、仮設物を移転する場所が無い場合において工事目的物の一 部を仮設物の移転先として使用する場合は、監督員の承諾を受け る。		承諾	
3	防水 改修 工事	1 共通 事項	3 施工一般	(1) 既存の保護層、防水層、シーリング材、とい、アルミニウム製笠 木等を撤去した結果、下地等の状況により、設計図書に定められ た施工方法が不適当な場合は、監督員と協議する。	協議	協議	

章	節	番号	号	工 事 受注者	発注者
			(3) 防水層の施工に当たっては、監督員の検査を受ける。		検査
			(5) 特定の養生が必要な場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		5 有害物質を含む材料の処理	(2) 改修部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されていることを発見した場合は、監督員と協議する。	協議	協議
	2 既存防水層の処理	3 既存保護層等の撤去	やむを得ず、質量15kg以上のハンドプレーカー等を使用する場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		5 ルーフドレン回りの処理	(1) ルーフドレンの損傷、腐食、納まり等により、漏水のおそれがある場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		6 既存下地の処理	(2) (ア) P1B工法、P1BⅠ工法、P1E工法、P1Y工法及びP1S工法 ・部分的な水はけ不良や勾配不良がある場合は、監督員と協議する。	協議	協議
			(イ) M3A S工法、M3A SⅠ工法、M3D工法及びM3DⅠ工法 ・部分的な水はけ不良がある場合は、ポリマーセメントモルタルで補修する。ただし、勾配不良がみられる場合は、監督員と協議する。	協議	協議
			(3) (ア) P2A工法、P2AⅠ工法、P2E工法及びP2Y工法 ・次のいずれかの場合は、監督員と協議する。 ① 既存防水層の表面が劣化により含水し、バーナーで熱したときに気泡が生じる場合 ② 既存防水層の表面が劣化し、既存防水層のふくれや浮きが全体にわたっている場合 ③ 既存防水層にストレッチルーフィングが挿入されていない場合	協議	協議
			(イ) M4A S工法 ・溶融アスファルトの充填は行わない。また、既存防水層が絶縁工法の場合は、監督員と協議する。	協議	協議
			(ウ) M4S工法及びM4SⅠ工法 ・既存防水層のふくれや浮きが全体にわたる場合は、監督員と協議する。 ・既存下地がぜい弱等で、固定金具の取付強度や固定強度が不十分な場合は、監督員と協議する。	協議	協議
			(エ) S4S工法及びS4SⅠ工法（接着工法） ・既存防水層の表面の著しい劣化、既存防水層と下地の接着強度不足又は既存防水層のふくれや浮きが全体にわたる場合は、監督員と協議する。	協議	協議
			(オ) S4S工法及びS4SⅠ工法（機械的固定工法） ・既存防水層のふくれや浮きが全体にわたる場合は、監督員と協議する。 ・既存下地のぜい弱等で、固定金具の固定強度が不十分な場合は、監督員と協議する。	協議	協議
			(4) (ウ) P0S工法及びP0SⅠ工法（機械的固定工法） ・既存下地がぜい弱等で、固定金具の取付強度が不十分な場合は、監督員と協議する。	協議	協議

章	節	番号		号		工 事 受注者	発注者				
					(6) 設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部、防水層末端部等の納まり部の処理は、特記による。特記がなければ、監督員と協議する。	協議	協議				
		3	アス ファ ルト 防水	3	種別及び工程		プライマーの吸い込みが著しく、工程 1 の使用量で不足する場合は、監督員と協議する。	協議	協議		
		7	シー リン グ	2	材料	(2)	異種シーリング材が接する場合は、監督員と協議する。	協議	協議		
				4	シーリング充 填工法	(4)	2 成分形シーリング材は、製造所の指定する配合により練り混ぜて、可使時間内に使用する。また、練り混ぜたシーリング材は、1 組の作業班が 1 日に行った施工箇所を 1 ロットとして、各ロットごとにサンプリングを行い、サンプリング試料を整理して監督員に提出する。	提出			
						(6)	外部シーリングの施工後の確認の結果、不具合があった場合は、監督員と協議を行う。	協議	協議		
				8	シーリング材 の試験	(1)	外部に面するシーリング材については、施工に先立ち接着性試験を行う。ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。		承諾		
		(2)	接着性試験は、簡易接着性試験又は引張接着性試験とし、適用は特記による。特記がなければ、簡易接着性試験とする。ただし、これらの試験によることが困難となる場合は、監督員と協議する。			協議	協議				
		9	アル ミニ ウム 製笠 木	3	工法	(1)	既存笠木等を撤去した後、下地となる構造体の寸法及び形状により標仕の3.9.2(3)によることが困難な場合は、監督員と協議する。	協議	協議		
		4	外壁 改修 工事	1	共通 事項	6	有害物質を含む材料の処理	(2)	改修部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されていることを発見した場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		2		コン クリ ート 打放 し仕 上げ 外壁 の改 修	3	欠損部改修共 通事項	(2)	部分的に露出している鉄筋、アンカー金物等がある場合は、監督員と協議し、健全部が露出するまで、コンクリートをはつり、ワイヤーブラシ等でケレンを行い錆を除去して鉄筋コンクリート用防錆剤等を塗り付け、防錆処理を行う。	協議	協議	
(3)	損傷が著しい部分の下地処理、補強等については、監督員と協議する。						協議	協議			
5	樹脂注入工法				(1)	エポキシ樹脂注入の施工に当たり、使用した注入量を測定し、監督員に報告する。	報告				
					(3)	自動式低圧エポキシ樹脂注入工法において、壁裏面に注入材料が漏れるおそれのある場合は、監督員と協議し、壁裏面に仮止めシール材を使用し、又は壁裏面から流出しないよう粘度の注入材を使用する。	協議	協議			
(6)	ひび割れ部の注入状況の確認結果を監督員に報告する。	報告									

章	節	番号	号	工 事 受注者	発注者			
		6	Uカットシー ル充填工法	(4) 2 成分形シーリング材を用いて充填する場合は、 1 組の作業班が 1 日に行った施工箇所を 1 ロットとして、各ロットごとにサンプ リングを行う。 なお、サンプリング試料は、整理して監督員に提出する。	提出			
		8	充填工法	(4) 充填材の仕上り状態及び硬化状態を目視及び指触により確認し、 その結果を取りまとめて監督員に提出する。	提出			
	3	モル タル 塗り 仕上 げ外 壁の 改修	2	ひび割れ部改 修共通事項	(1) ひび割れ部から漏水が見られる場合は、 ひび割れ部周辺のモルタルに浮きが見られる場合又はひび割れ部から錆汁がでている場合は、改修方法について事前に監督員と協議する。	協議	協議	
					(2) モルタルを撤去する場合は、モルタル撤去後に、コンクリート面の露出したひび割れを確認し、 監督員に報告する。	報告		
					コンクリート面のひび割れ部の改修工法について、 監督員と協議する。	協議	協議	
			3	欠損部改修共 通事項	標仕4.3.3による。			
			6	樹脂注入工法	標仕4.2.5(1)から(5)による。			
			7	Uカットシー ル充填工法	標仕4.3.6による。			
			9	充填工法	標仕4.3.8(3)による。			
			10	モルタル塗替 え工法	(3) 下地処理については、高圧水洗処理に先立ち試験施工を行い、目荒しの状態について監督員の承諾を受ける。		承諾	
		11	アンカーピン ニング部分エ ポキシ樹脂注 入工法	(4) 穿孔内の乾燥状態を確認し、湿潤状態のときは、 監督員と協議を行う。	協議	協議		
				(5) 穿孔部の浮き代を確認し、注入量に疑義がある場合又は著しい浮きが確認された場合は、 監督員と協議を行う。	協議	協議		
				(12) アンカーピン固定部のエポキシ樹脂の広がり、固着状況について全数テストハンマーの打診により確認を行い、その結果を監督員に提出する。	提出			
				確認されたアンカーピンの固着不良箇所の補修は、 監督員の承諾を受けて行う。		承諾		
		12	アンカーピン ニング全面エ ポキシ樹脂注 入工法	(9) 打診により浮きについて確認を行い、その結果を監督員に報告する。	報告			
				確認された浮き部の補修は、 監督員の承諾を受けて行う。		承諾		
		14	注入口付アン カーピンニン グ部分エポキ シ樹脂注入工 法	(4) 穿孔内の乾燥状況を確認し、湿潤状態の時は 監督員と協議を行う。	協議	協議		
				(5) 穿孔部の浮き代を確認し、注入量に疑義がある場合又は著しい浮きが確認された場合は、 監督員と協議を行う。	協議	協議		
		4	タイ ル張 り仕 上げ 外壁 の改 修	2	ひび割れ部改 修共通事項	(1) ひび割れ部から漏水が見られる場合は、 ひび割れ部周辺のタイルに浮きが見られる場合又はひび割れ部から錆汁がでている場合は、事前に監督員と協議を行う。	協議	協議
						(2) タイル張り仕上げを撤去して、ひび割れ部を改修する場合は、タイル等の撤去後に露出したひび割れを確認し監督員に報告する。	報告	
露出したコンクリートの表面又はモルタルの表面のひび割れ部の改修工法について、 監督員と協議する。	協議					協議		
6	樹脂注入工法			標仕4.2.5の(1)から(5)による。				

章	節	番号	号	工 事 受注者	発注者			
		8	タイル張替え工法	(5) タイル張りに先立ち確認を行い、不具合が発見された場合は、直ちに確認結果を監督員に報告するとともに、不良箇所を補修する。	報告			
				(6) タイル張り完了後、目視で外観の確認を行い、不具合が発見された場合は、直ちに確認結果を監督員に報告する。	報告			
				浮き、ひび割れ等が発見された場合は、直ちに全面にわたり打診を行い、確認結果を監督員に報告する。	報告			
				浮き、ひび割れ等によるタイルの張直しに当たっては、監督員の承諾を受けて行う。		承諾		
				タイル張りは、次により接着力試験を行う。ただし、施工場所の状況等により、監督員の承諾を受けて、省略することができる。		承諾		
				・試験体の位置は、監督員の指示による。		指示		
				・不合格の場合は、標仕1.2.2〔施工計画書〕の品質計画として定めた方法で措置し、監督員の検査を受ける。				
				(5) タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りの仕上げ精度について確認を行い、その結果を監督員に報告する。	報告			
				浮き及び精度について確認を行い、その結果を監督員に報告する。	報告			
				(7) セメントモルタルによるタイル張りにおいて、目地モルタルによる汚れが著しい場合は、監督員の承諾を受けて、清掃に酸類を用いることができる。		承諾		
				(8) 有機系接着剤によるタイル張りにおいて、目地モルタルによる汚れが著しい場合は、監督員の承諾を受けて、清掃に酸類を用いることができる。		承諾		
				9	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	4.4.11による。		
		10	アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	4.4.12による。				
		12	注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	4.4.14による。				
		16	目地改修工法	(2) 目地の切込みに先立ち伸縮調整目地位置とタイル目地の取合いについて確認し、監督員と協議する。	協議	協議		
				既存タイル面の切断に当たり、タイルが浮くなどのおそれがある場合は、監督員と協議する。	協議	協議		
		5	塗り仕上げ外壁等の改修	2	材料	### 塗膜はく離剤は、実績等の資料を監督員に提出する。	提出	
				4	既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整	(4) 高圧水洗機の加圧力については、コンクリート表面及び既存塗膜の付着強度により異なるため、試験施工を行い、監督員の承諾を受ける。		承諾
						(5) 塗膜はく離剤については、試験施工を行い、監督員の承諾を受ける。		承諾

章	節	番号	号	工 事 受注者	発注者	
5	建具 改修 工事	1 共通 事項	3 改修工法	(3) 施工に先立ち設計図書に定められた補修範囲を確認し、設計図書との相違等について監督員と協議する。	協議	協議
			8 有害物質を含む材料の処理	(2) 改修部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されていることを発見した場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		2 アル ミニ ウム 製建 具	5 工法	(2) かぶせ工法において、既存枠に十分な耐力が期待できない場合は、補強板、あと施工アンカー等の併用について監督員と協議する。	協議	協議
				かぶせ工法により、既存枠へ新規に建具を取り付ける場合において、やむを得ず溶接留めとするとときは、監督員と協議の上、溶接スラグを取り除き、溶接部分には、表7.3.2の A 種の塗料を 1 回塗りする。	協議	協議
		5 鋼製 軽量 建具	6 標準型鋼製軽 量建具	錠類は、表5.7.1による品質を満たした建具の製造所の指定するものとし、監督員の承諾を受ける。		承諾
		8 建具 用金 物	2 材質、形状及 び寸法	(9) 主要な金物は、見本品により、監督員の承諾を受ける。		承諾
			4 鍵	(2) 鍵は、引渡しに先立ち錠と照合し、監督員に報告する。	報告	
6	内装 改修 工事	1 共通 事項	3 他の部位との 取合い等	(1) 既存間仕切壁の撤去に当たり、その壁の取り合う天井等の納まりを調べ、補強等が必要な場合は、監督員と協議する。	協議	協議
				(4) 既存天井の撤去に当たり、その天井の取り合う壁面、建具、ブラインドボックス等の納まりを調べ、補強等が必要な場合は、監督員と協議する。	協議	協議
			5 有害物質を含む材料の処理	改修部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されていることを発見した場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		2 既存 床の 撤去 及び 下地 補修	2 工法	(2) 既存のコンクリート又はモルタル面の下地処理において、仕上材の張付けに支障となる著しいひび割れ及び欠損部を補修する場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		3 既存 壁の 撤去 及び 下地 補修	2 工法	(1) 撤去作業において、柱、梁、壁、床等の他構造体に損傷を与えた場合の補修は、監督員と協議する。	協議	協議
		5 木下 地等	1 一般事項	(4) 継手及び仕口が明示されていない場合は、適切な工法を検討し、その実施について監督員に報告する。	報告	
			2 木材	(1) 木材、合板等については、品質、出荷量等を記録した出荷証明書を監督員に提出する。	提出	
				(2) JAS材以外の「製材」については、目視による欠点がないことを全数確認し、報告書を監督員に提出する。	提出	
				(3) JAS材以外の「造作用集成材」については、目視による欠点がないことを全数確認し、報告書を監督員に提出する。	提出	
		(4) JAS材以外の「造作用単板積層材」については、目視による欠点がないことを全数確認し、報告書を監督員に提出する。		提出		

章	節	番号		号	工 事 受注者	発注者				
			5	防腐・防蟻・防虫処理	(1) 加圧注入JIS9002による使用薬剤及び注入量等の証明書を監督員に提出する。	提出				
				薬剤の塗布等により処理を行った場合は、処理に使用した薬剤及び使用量等の記録を監督員に提出する。	提出					
		12	畳敷き	2	材料	(2) 畳については、JIS A 5902 (畳) に基づき、表示をする。ただし、軽易な場合は、監督員の承諾を受けて、省略することができる。	承諾	承諾		
		15	モルタル塗り	3	材料	(3) 保水剤については、メチルセルロース等の水溶性樹脂とし、実績等の資料を監督員に提出する。	提出			
						建具回り等の充填モルタルに使用する防水剤及び凍結防止剤の実績等の資料を監督員に提出する。	提出			
			6	工法	(3) モルタル下地面の仕上げに当たっては、その精度について確認を行い、その結果を監督員に報告する。	報告				
		16	タイル張り	2	施工一般	(4) タイル張りに先立ち不具合が発見された場合は、直ちに確認結果を監督員に報告するとともに、不良箇所を補修する。	報告			
						(5) タイル張り完了後、目視で外観の確認を行い、不具合が発見された場合は、直ちに確認結果を監督員に報告する。	報告			
						浮き、ひび割れ等が発見された場合は、直ちに全面にわたり打診を行った確認結果を監督員に報告する。	報告			
						浮き、ひび割れ等によるタイルの張り直しは、監督員の承諾を受けて行う。		承諾		
						吹抜け部分等のタイル張りは、接着力試験を行う。ただし、施工場所の状況等により、監督員の承諾を受けて、省略することができる。		承諾		
						試験体の位置は、監督員の指示による。		指示		
						不合格の場合は、1.2.2〔施工計画書〕の品質計画として定めた方法で措置し、監督員の検査を受ける。		検査		
						3	セメントモルタルによるタイル張り	(2) 保水剤は、メチルセルロース等の水溶性樹脂とし、実績等の資料を監督員に提出する。	提出	
								既調合目地材の場合は、実績等の資料を監督員に提出する。	提出	
							(7) 目地モルタルによる汚れが著しい場合は、監督員の承諾を受けて、清掃に酸類を用いることができる。		承諾	
		4	有機系材接着剤によるタイル張り	(5) 目地モルタルによる汚れが著しい場合は、監督員の承諾を受けて、清掃に酸類を用いることができる。		承諾				
7	塗装改修工事	1	共通事項	5 見本	仕上げの色合は、あらかじめ監督員に提出した見本帳又は見本塗板による。	提出				
8 有害物質を含む材料の処理				改修部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されていることが発見された場合は、監督員と協議する。	協議	協議				
8	耐震改修工事	1	共通事項	5 鉄骨製作工場	(3) 選定した鉄骨製作工場の加工能力等を証明する資料を監督員に提出し、承諾を受ける。		承諾			
					(4) 選定した鉄骨製作工場の品質管理が適切に行われたことを示す記録を監督員に提出する。	提出				
				7 有害物質を含む材料の処理	改修部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されていることを発見した場合は、監督員と協議する。	協議	協議			
		2	材料	5 コンクリートの材料及び調合	(2) 砂利及び砂については、監督員の承諾を受けて、次によることができる。 ① 絶乾密度は、2.4g/cm3以上 ② 吸水率は、4.0%以下		承諾			

章	節	番号	号	工 事 受注者	発注者
			基礎等で断面が大きく、鉄筋量が比較的少ない場合は、監督員の承諾を受け、標仕8.3.5の範囲であれば、砕石、高炉スラグ粗骨材及び再生粗骨材Hは25mm、砂利は40mmとすることができる。		承諾
			(5) 仕様書で定める以外の混和材料の使用方法及び使用量は、特記による。特記がなければ、使用方法及び使用量の分かる資料を監督員に提出し、その承諾を受ける。		承諾
			調合強度の確認は、材齢28日の圧縮強度により行う。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。		承諾
		12	柱底均しモルタル及びグラウト材	(2) グラウト材については、無収縮グラウト材とし、実績等の資料を監督員に提出する。	提出
		14	鋼材の材料試験等	(2) 標仕1.4.4「材料の検査等」(4)のJIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は、規格品証明書とする。ただし、監督員の承諾を受けて、その他規格を証明できる資料に代えることができる。	承諾
	3	鉄筋の加工及び組立	1 加工及び組立一般	(1) 主要な配筋については、コンクリートの打込みに先立ち種類、径、数量、かぶり厚さ、間隔、相互のあき、位置等に関し、監督員の検査を受ける。	検査
			8 ガス圧接	(7) 鉄筋の圧接前の端面の処理は、圧接作業当日に行い、その状態を確認すること。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。	協議
				(11) 超音波探傷試験で不合格となった場合は、直ちに作業を中止し、不合格の発生の原因を調査するとともに、工事を再開するに当たっては、再発防止のために必要な措置を定め、監督員の承諾を受ける。	承諾
				不合格となった圧接部は、監督員と協議を行い、圧接部を切り取って再圧接する。	協議
				不合格圧接部への措置をとった後、その記録を整理し、監督員に提出する。	提出
	5	レディーミクストコンクリート工場の選定、	1 レディーミクストコンクリート工場の選定	工事開始に先立ちレディーミクストコンクリート工場を選定し、監督員の承諾を受ける。	承諾
				Ⅱ類のコンクリートの場合は、JIS A 5308の規定と照合して、標仕8.1.4に規定する品質のコンクリートが製造できることを示す資料を監督員に提出する。	提出
		コンクリートの製造及び運搬	3 コンクリートの製造及び発注	(5) 呼び強度を保証する材齢は、28日とする。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	承諾
				(6) 製造に先立ちレディーミクストコンクリート工場の配合計画書を提出し、監督員の承諾を受ける。	承諾
	6	コンクリ	1 品質管理一般	(1) Ⅰ類のコンクリートの場合は、品質管理の試験結果及びJIS A 5308による品質管理の試験結果を確認し、監督員に報告する。	報告

章	節	番号	号	工 事 受注者	発注者
	一 の 品 質 管 理		II 類のコンクリートの場合は、JIS A 5308により品質管理を行い、試験結果を監督員に報告する。	報告	
		5 調合管理強度	(2) 判定の結果、不合格の場合は、その原因を調査し必要な措置について、監督員の承諾を受ける。 なお、原因が調合にある場合は、8.2.5(5)により新たに計画調合を定め、監督員の承諾を受ける。		承諾
	7 コン ク リ ー ト の 工 事 現 場 内 運 搬 、 打 込 み 及 び 締 固 め	1 工事現場内運搬	(3) 圧送後のモルタルは、型枠内に打ち込んではいない。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		2 コンクリートの練混ぜから打込み終了までの時間	(2) 凝結を遅らせるなどの措置を講ずる場合は、監督員の承諾を受けて、コンクリートの練混ぜから打込み終了までの時間を変えることができる。		承諾
		4 打継ぎ	(1) 耐震改修工事において新規に打ち込むコンクリートは、打継ぎを設けてはならない。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		8 型枠工事	(2) コンクリートの打込みに先立ち型枠の組立状態を確認し、監督員に報告する。	報告	
			(3) コンクリートの圧縮強度を圧縮強度試験により確認する場合は、8.8.3によるコンクリートの試験結果及び関係法令等に基づく安全を確認するための資料により、監督員の承諾を受ける。		承諾
			コンクリートの圧縮強度を「型わく及び支柱の取り外しに関する基準を定める件」（昭和46年1月29日 建設省告示第110号）第1第一号口に基づき定める場合は、コンクリートの圧縮強度の計算結果により、監督員の承諾を受ける。		承諾
	8 コン ク リ ー ト の 試 験 等	1 一般事項	コンクリートの試験及び構造体コンクリートの仕上りの確認に適用する。ただし、軽易なコンクリート工事の場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。		承諾
		5 構造体コンクリート強度の判定	(2) 不合格の場合は、監督員の承諾を受け、JIS A 1107その他の適切な試験方法により構造体コンクリート強度を確認する。 また、必要な措置を定め、監督員の承諾を受ける。		承諾
		6 構造体コンクリートの仕上りの確認	(2) 部材の位置、断面寸法、表面の仕上り状態、仕上りの平たんさ、打込み欠陥部及びひび割れについて確認を行い、監督員に報告する。	報告	
			(3) 確認結果が、設計図書に適合しない場合は、監督員の承諾を受けた方法により補修を行い、補修後は、直ちに監督員の検査を受ける。		承諾 検査
			(4) かぶり厚さ不足の兆候の有無について目視で確認を行い、監督員に報告する。かぶり厚さ不足の兆候がある場合は、監督員の承諾を受けた方法により補修を行い、補修後は、直ちに監督員の検査を受ける。		承諾 検査
	10 暑中 コン ク リ ー ト	3 製造及び打込み	(1) 荷卸し時のコンクリート温度は、35℃以下とする。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。	協議	協議
	12 あと 施 工 ア ン	4 穿孔	(3) 埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し、指示を受ける。	報告	指示

章	節	番号	号	工 事 受注者	発注者
	カー 工事		(5) 穿孔された孔内に水分があることが確認された場合は、監督員に報告し、指示を受ける。	報告	指示
		7 施工確認試験	不合格となった場合は、直ちに作業を中止し、不合格の発生原因を調査するとともに、監督員の承諾を受けた方法により、必要な改善措置を実施する。 試験の結果、不合格となったあと施工アンカーは、監督員と協議を行い、再施工する。	協議	協議
	13 鉄骨 工作	9 仮設用部材の 取付け等	(1) 仮設のため、鉄骨に補助材を取り付け、又は貫通孔の設置等を行う必要がある場合は、監督員の承諾を受ける。		承諾
	14 高力 ボルト 接 合	8 締付け後の確 認	(4) 締付け後の確認結果を記録し、監督員の検査を受ける。		検査
		9 締付け機器及 び確認用機器	(2) トルクコントロール法による締付けを行う場合は、毎日1回作業開始前に、JASS 6 6.4 b.(4)に準じて締付け機器の調整を行い、その結果を記録する。ただし、あらかじめ監督員と協議した場合は、この限りでない。	協議	協議
	15 溶接 接合	3 溶接作業を行 う技能資格者	(4) 技能資格者の能力に疑いを生じた場合は、工事に相応した試験を行い、その適否を判定し、監督員の承諾を受ける。		承諾
		7 溶接施工	(1) 鋼製エンドタブについては、鉄骨製作工場に十分な実績があり、溶接部の品質が確保できると判断され、監督員の承諾を受けた場合は、用いなくてもよい。 アークストライクを起こした場合は、その措置について監督員と協議する。	協議	協議
		10 溶接部等の確 認	(1) 溶接の着手前、作業中及び完了後に、標仕8.15.10(1)(ア)から(ウ)に記載する項目について確認を行い、その結果の記録を監督員に提出する。	提出	
		11 溶接部の試験 を行う技能資 格者	(2) 溶接部の試験を行う技能資格者は、組織体制、所有する探傷機器、技能資格者、試験の実績等の資料を監督員に提出し、承諾を受ける。		承諾
		12 溶接部の試験	(1) 技能資格者が行う溶接部の試験では、試験結果の記録を監督員に提出する。	提出	
		13 溶接部の不合 格箇所の補修	(2) 溶接により母材に割れが入った場合又は溶接割れの範囲が局部的でない場合は、その措置について監督員と協議する。 (3) 補修を行った全ての溶接部について、標仕8.15.10に準ずる確認及び8.15.12に準ずる試験結果の記録を監督員に提出し、承諾を受ける。	協議	協議
	16 スタ ッド 溶接	2 スタッド溶接 作業を行う技 能資格	(2) スタッド溶接作業の技能資格者の能力に疑いを生じた場合は、工事に相応した試験を行い、その適否を判定し、監督員の承諾を受ける。		承諾
		6 スタッド溶接 完了後の試験	(2) 試験結果の記録を監督員に提出し、不合格となったスタッドは、8.16.7による補修を行う。	提出	
		7 不合格スタッ ド溶接の補修	(3) 打直しを行った全てのスタッドに対し、標仕8.16.6(1)(ア)に準じて試験を行い、その結果の記録を監督員に提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
	19 鉄骨 の工 事現 場施 工	3 現場組立	(7) 組立の完了後、形状及び寸法精度を確認し、監督員の検査を受ける。		検査

章	節	番号	号	工 事 受注者	発注者	
	20	溶融 亜鉛 めっ き	4 溶融亜鉛め き	(6) 外観試験を行い、溶接部に割れ等を認めた場合ときは、監督員と協議する。	協議	協議
	21	現場 打ち 鉄筋 コン クリ ート 壁の 増設 工事	2 既存部部の撤 去等	(1) 工事に支障となる設備機器、配管等の撤去及び移設において、特記以外に支障となるものがある場合は、監督員と協議する。	協議	協議
				(3) 既存構造体の寸法を実測し、設計図書と異なる場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		3 既存部分の処 理	(4) 既存構造体に、ひび割れや欠損等の不良部分がある場合は、監督員と協議する。	協議	協議	
		8 コンクリート の打込み	(2) 型枠の上部に流し込み用の開口を設ける。 なお、当該階からの打込みが困難な場合は、監督員と協議する。	協議	協議	
				流込み工法において、打込み区画は、1層1スパンの壁ごととし、打継ぎを設けない。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。	協議	協議
			(3) 圧入工法において、打込み区画は、1層1スパンの壁ごととし、打継ぎを設けない。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。	協議	協議	
	22	鉄骨 ブレ ース の設 置工 事	6 鉄骨ブレース の設置	(1) 部材の形状が、搬入及び組立において設計図書により難しい場合は、あらかじめ監督員と協議する。	協議	協議
	23	柱補 強工 事	6 鋼板巻き工法 及び帯板巻き 付け工法	(1) 部材の形状が、搬入及び組立において設計図書により難しい場合は、あらかじめ監督員と協議する。	協議	協議
				(2) 鋼板等の組立後、監督員の検査を受ける。		検査
	24	連続 繊維 補強 工事	6 施工	(1) コンクリート表面を平滑にすることが困難な場合は、監督員と協議する。	協議	協議
				(2) コンクリート表面が十分に乾燥していない場合は、必要な対策について監督員と協議する。	協議	協議
(4) しわ、気泡、液溜り等が生じた場合は、監督員と協議する。				協議	協議	
25	耐震 スリ ット 新設 工事	2 施工	(4) 撤去部の補修において、特記がない場合は、撤去材と同一材で補修する。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。	協議	協議	
26	免震 改修 工事	4 掘削に伴う調 査	(2) 給排水管等を掘り当てた場合は、損傷しないように注意し、必要に応じて応急処置を行い、監督員及び関係者と協議する。	協議	協議	
		17 維持管理要領	(1) 当該建築物の維持管理要領を作成し、保全に関する資料として監督員に提出する。	提出		
27	制震 改修 工事	3 既存部分の処 理	(2) 既存鉄骨に発錆等の不良部分がある場合は、監督員と協議する。	協議	協議	
28	土工 事及	2 既存杭の撤去 等	(2) 既存杭の位置、寸法等が設計図書と異なる場合は、監督員と協議する。	協議	協議	

章	節	番号	号	工 事 受注者	発注者
	び地 業工 事	3 土工事	(2) 給排水管等を掘り当てた場合は、損傷しないように注意し、必要に応じて応急処置を行い、監督員及び関係者と協議する。	協議	協議
			工事に支障となる障害物を発見した場合は、監督員と協議する。ただし、容易に取り除ける障害物は、この限りでない。	協議	協議
			地盤をかく乱した場合は、監督員の承諾を受け、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な措置を講ずる。		承諾
			根切り底の状態、土質及び深さを確認し、監督員の検査を受ける。		立会
			根切り底の状態等が設計図書に定められた支持地盤と異なる場合は、監督員と協議する。	協議	協議
			予想外の出水等により施工上重大な支障を生じた場合は、直ちに監督員と協議する。	協議	協議
			型枠等を存置する場合は、監督員と協議する。	協議	協議
			埋戻し及び盛土の材料並びに工法について、B種若しくはC種の場合又は良質土と認められない場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		4 地業工事	(3) 異常を発見した場合は、直ちに適切な措置を講じ、監督員に報告する。	報告	
			(1) 施工状況等については、随時、監督員に報告する。	報告	
			杭地業において、(1)(h)の(a)から(f)までのいずれかに該当する場合は、監督員と協議する。	協議	協議
			(2) 試験は、監督員の立会いのもと行い、その後の施工について、監督員と協議する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	協議	協議 検査
			報告書の記載内容は、次により、施工完了後、監督員に提出する。	提出	
			(3) 専門工事業者が工事の規模に相応した施工機械、施工体制、施工実績等を有していることを証明する資料を、監督員に提出する。	提出	
9 環境 配慮 改修 工事	1 石綿 含有 建材 の除 去工 事	2 除去工事共通	(1) 石綿含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督員に提出する。	提出	
		5 石綿含有成形 版の除去	(2) 石綿含有成形版の除去において、やむを得ず破砕等をしなければならぬ場合は、監督員と協議の上、湿潤剤等の噴霧、散水等により、十分に湿潤化した状態で作業を行う。	協議	協議

(3) 電気設備工事

編	章	節	番号	号	工 事 受注者	発注者	
1	一般 共通 事項	1 一般 事項	1 総則	3 官公署その他 への届出手続 等	(2) 届出内容をあらかじめ監督員へ報告する。	報告	
				4 工事実績情報 サービス (CORINS) への登録	(1) 工事実績情報の登録予定内容について、事前に監督員の 確認を受ける。		確認
				5 書面の書式及 び取扱い	(1) 書面を提出する場合の書式（提出部数を含む。）は、公共 建築工事標準書式によるほか、監督員と協議による。	協議	協議
					(3) 施工体制台帳及び施工体系図の写しを監督員へ提出す る。	提出	
				6 設計図書等の 取り扱い	(2) 設計図書及び工事関係図書については、工事の施工のた めに使用する以外の目的で第三者に使用させない。ただ し、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限り でない。		承諾
				8 疑義に対する 協議等	(1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場 の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困 難な場合若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議 する。	協議	協議
					設計図書の訂 正、変更	(2) 設計図書の訂正又は変更を行う場合は、監督員との協議 による。	協議
				(3) 設計図書の訂正又は変更を行わない場合も、監督員との 協議による。		協議	協議
				9 工事の一時中 止に係る事項	工事の一時中断が必要となった場合は、直ちに状況を監 督員に報告する。	報告	
				10 工期の変更に 係る資料の提 出	工期を変更する場合は、必要とする変更日数の算出根 拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじ め監督員に提出する。	提出	
				11 特許の出願等	工事施工上必要な材料、施工方法等を考案し、これに関 する特許の出願等を行う場合は、あらかじめ発注者と協 議する。	協議	協議
				12 埋蔵文化財 その他の物件	埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその 状況を監督員に報告する。その後の措置については、監 督員の指示に従う。	報告	指示
		2 工事 関係 図書	1 実施工程表	(1) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し監督員の承諾 を受ける。		承諾	
				(3) 契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表の 変更が生じた場合は、監督員の承諾を受ける。		承諾	
				(4) 上記以外により、実施工程表の内容を変更する必要が生 じた場合は、監督員に報告する。	報告		
				(5) 週間工程表、月間工程表、工種別工程表を監督員に提出 する。（工事書類簡素化取扱確認書で協議した書類に限 る。）	提出	指示	
			2 施工計画書	(1) 工事の着手に先立ち、総合施工計画書を作成し監督員に 提出する。	提出		

編	章	節	番号	号	工 事 受注者	発注者
				(3) 当該工事の施工に先立ち、工種別施工計画書を作成し監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	提出	承諾
				(4) 総合施工計画書及び工種別施工計画書のうち品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。 品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督員の承諾を受ける。		承諾
				(5) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督員に報告する。	報告	
			3 施工図等	(1) 施工に先立ち、施工図等の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。		承諾
				(3) 施工図等の内容を変更する必要がある場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講じ、監督員の承諾を受ける。	報告	承諾
			4 工事の記録等	(4) 適切な施工であることの証明を監督員から指示された場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。		指示
				(5) 監督員から請求されたときは、工事の記録等を監督員に提示又は提出する。	提出	
		3 工事 現場 管理	2 電気保安技術者	(3) 電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督員の承諾を受ける。	提出	承諾
				(4) 電気保安技術者は監督員の指示に従い業務を行う。		指示
			3 施工条件	(1) 行政機関の休日における工事の施工については、あらかじめ監督員の承諾を受ける。 設計図書に施工時間が定められている場合において、その時間を変更する必要があるときは、あらかじめ監督員の承諾を受ける。 設計図書に施工時間が定められていない場合において、夜間に工事の施工を行うときは、あらかじめ監督員の承諾を受ける。		承諾
						承諾
			4 品質管理	(2) 必要に応じて監督員の検査を受ける。		検査
				(3) 品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督員と協議する。	協議	協議
			5 施工中の安全確保	(4) 施工箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等が工事に支障を来す場合は、監督員と協議する。	協議	協議
				(6) 近隣等との折衝について記録し、直ちに監督員に報告する。 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督員に報告する。	報告	
					報告	
			7 災害等発生時の安全確保	災害及び事故が発生した場合は、対策を含めてその経緯を監督員に報告する。	報告	
			9 発生材の処理等	(1) 設計図書に定められた以外の発生材の再利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督員と協議する。	協議	協議
				(2) 発生材のうち、引渡しを要するものの引渡し（保管）場所については、監督員の指示を受ける。 発生材のうち、引渡しを要するものについては、調書を作成して、監督員に提出する。	提出	指示

編	章	節	番号	号	工 事 受注者	発注者
				発生材のうち、再資源化を図るものと指定されたものについては、分別を行い、再資源化施設等に搬入したのち調書を作成して監督員に提出する。 上記以外の発生材は関係法令に従い適切に処理し、監督員に報告する。	提出	
					報告	
		4 機器 及び 材料	2 機材の品質等	(2) 使用機材が設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。ただし、設計図書においてJISによると指定された機材で、JISのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。	提出	
				(3) 工事現場でのコンクリートに使用するせき板の材料として合板を使用する場合は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した内容の板面表示等により合法性を確認し、監督員に報告する。	報告	
				(4) 調合を要する材料については、調合に先立ち、調合表を監督員に提出する。	提出	
				(5) 機材の色等については、監督員の指示を受ける。		指示
			3 機材の搬入	機材の搬入ごとに、監督員に報告する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	報告	承諾
			4 機材の検査等	(1) 現場に搬入した機材は種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。		承諾 検査
				(2) 一度検査に合格した機材と同じ機材は、以後、抽出検査とするが、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。		指示
			5 機材の検査に伴う試験	(3) 試験が完了したときは、その試験成績書を監督員に提出する。	提出	
		5 施工	2 一工程の施工の確認及び報告	一工程の施工を完了したとき又は工程の途中で監督員の指示を受けたときは、適合確認を行い、適時、監督員に報告する。この場合において、確認・報告は、監督員の承諾を受けた者が行う。	報告	指示 承諾
			3 施工の検査等	(1) 設計図書に定められた場合、一工程の確認を報告したとき及び監督員から指示された工程に達したときは、監督員の検査を受ける。		検査
				(2) 上記の検査に合格した工程と同じ機材及び工法により施工した部分は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。		指示
				(3) 見本施工（特記された場合）については、監督員の承諾を受ける。		承諾
			4 施工の検査に伴う試験	試験が完了したときは、その試験成績書を監督員に提出する。	提出	
			5 施工の立会い	(1) 設計図書に定められた場合又は監督員の指示を受けた場合の施工は、監督員の立会いを受ける。また、監督員立会い確認記録は、工程表又は、打合せ記録に集約することができる。		指示 立会

編		章		節		番号		号		工 事 受注者	発注者		
						6	工法等の提案		設計図書に定められた工法等以外で、所要の品質及び性能の確保が可能な工法、環境の保全に有効な工法、生産性向上に有効な工法等の提案がある場合は、監督員と協議する。	協議	協議		
						7	化学物質の濃度測定	(3)	測定結果を監督員に提出する。	提出			
				6	工事検査及び技術検査	1	工事検査	(1)	工事を完了したときは、工事完成の通知（＝工事完成届）を監督員に提出する。	提出			
								(2)	契約書に規定する部分払を請求する場合は、出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受ける。		指示		
				7	完成図等	3	保全に関する資料	(2)	保全に関する資料の作成に当たり、監督員と記載事項に関する協議を行う。	協議	協議		
				2	共通工事	2	土工事	1	一般事項		地中埋設物は、事前に調査し、地中配線、ガス管等を掘り当てた場合は、これらを損傷しないように注意し、必要に応じて緊急処置を行い、監督員及び関係者と協議して処理する。	協議	協議
										4	コンクリート工事	1	一般事項
							レディーミクストコンクリートの受入れについては、品質管理の試験結果及び生産者が行うJIS A 5308による品質管理の試験結果を監督員に報告する。ただし、少量の場合等で現場練りコンクリートとする場合の品質管理は、監督員との協議による。	報告協議	協議				
							鉄筋については、JIS A 3112「鉄筋コンクリート用棒鋼」によるものとする。ただし、鉄筋が少量の場合で、監督員の承諾を受けたものは、この限りでない。		承諾				
				6	溶接工事	1	一般事項	(4)	鉄骨に溶接を行う場合は、鉄骨に悪影響のないことを確かめ、監督員の承諾を受けて施工する。		承諾		
								(5)	溶接作業における技能資格者は、工事に相応した技量を有する者とし、技量を証明する書面を監督員に提出する。	提出			
2	電力設備工事	1	機材	19	機材の試験	1	試験	(1)	照明器具等の試験は、表1.19.1により行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。なお、試験個数は、表1.19.2による。	提出	承諾		
								(2)	分電盤、OA盤の分電盤部、実験盤、開閉器箱、制御盤及び電気自動車用充電装置の試験は、表 1.19.3により行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。器具類の試験は、表1.19.4により行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾		
								(3)	耐熱形分電盤の試験は、(2)の分電盤による。なお、耐熱性能は、関係法令に適合している旨の試験成績書等を監督員に提出する。	提出			
								(4)	消防防災用制御盤の試験は、(2)の制御盤による。なお、耐熱性能は、関係法令に適合している旨の試験成績書等を監督員に提出する。	提出			

編		章		節		番号		号		工 事 受注者	発注者
							(5)	防火区画等の貫通部に用いる材料は、関係法令に適合している旨の試験成績書等を監督員に提出する。	提出		
							(6)	バスダクト及び附属品の試験は、表1.19.5により行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾	
							(7)	ケーブルラックの試験は、製造者の社内規格による試験方法（形式試験とすることができる。）により行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾	
							(8)	電熱装置の試験は、次により行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾	
							(9)	雷保護装置の突針支持管は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第87条に定めるところによる風圧力に耐えるものし、構造耐力上安全である旨の計算書等を監督員に提出し、承諾を受ける。	提出	承諾	
							(10)	マンホール及びハンドホールの鉄ふたの試験は、表1.19.8に基づいた形式試験とし、監督員に形式試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾	
							(11)	ブロックマンホール及びブロックハンドホールの試験は、表1.19.9に基づいて行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾	
							(12)	ブロックマンホール及びブロックハンドホールの耐荷重性能は、種類ごとに、強度計算書（床板、側板、底板）、配筋図及び鉄筋の規格証明書を監督員に提出し、承諾を受ける。	提出	承諾	
		2	施工	18	施工の立会い及び試験	1	施工の立会い	(1)	施工のうち、表2.18.1において、監督員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督員の立会いを受ける。		指示 立会
								(2)	(1)の立会いを受けた以後、同一の施工内容は、原則として抽出による立会いとし、抽出頻度等は監督員の指示による。		指示
						2	施工の試験	(1)	標準仕様書2.18.2により試験を行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
								(2)	防火区画貫通の耐火処理工法は、関係法令に定めるところによる耐火性能を証明するものを監督員に提出する。	提出	
3	受変 電設 備工 事	1	機材	9	機材の試験	1	試験	(1)	機器単体の試験は、表1.9.1により行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
								(2)	キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ等の試験は、表1.9.2により行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
		2	施工	3	施工の立会い及び試験	1	施工の立会い	(1)	施工のうち、表2.3.1において監督員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督員の立会いを受ける。		指示 立会
								(2)	(1)の立会いを受けた以後、同一の施工内容は、原則として抽出による立会いとし、抽出頻度等は監督員の指示による。		指示
						2	保護継電器の 整定等	(1)	試験に先立ち、保護継電器（地絡、及び過電流）の保護協調曲線を作成し、監督員に提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
								3	施工の試験	(1)	機器の設置及び配線完了後に、表2.3.2により試験を行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。

編	章	節	番号	号	工 事 受注者	発注者	
				(2) 変圧器ごとに低圧回路の漏れ電流を測定し、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾	
				(3) 絶縁監視装置の試験は、次により行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾	
4	電力 貯蔵 設備 工事	2 機材	3 電力 平準 化用 蓄電 装置	5 電力平準化用 蓄電池	(4) 蓄電池容量算出計算書を監督員に提出すること。	提出	
			5 機材 の試 験	1 試験	(2) 直流電源装置の試験は、表2.5.1により行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
					(3) UPSの試験は、表2.5.3により行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
					(4) 電力平準化用蓄電装置の試験は、表2.5.4により行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
					(5) 分散電源エネルギーマネジメントシステムの試験は、表2.5.5により行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
		3 施工	3 施工 の立 会い 及び 試験	1 施工の立会い	(1) 施工のうち、表3.3.1 において、監督員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督員の立会いを受ける。		指示 立会
					(2) (1)の立会いを受けた以後、同一の施工内容は、原則として抽出による立会いとし、抽出頻度等は監督員の指示による。		指示
				2 施工の試験	施工の試験は、次により行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
5	発電 設備 工事	1 機材	10 機材 の試 験	1 ディーゼルエ ンジン発電装 置、ガスエ ンジン発電装 置、ガスタ ービン発電装 置及びマイク ログスター ビン発電装置 の試験	1 発電機及び原動機の試験		
					発電機単体の試験は、製造者の社内規格による試験方法により、設計図書に示されている構造であることを確認するほか、JEM 1354「エンジン駆動陸用同期発電機」及びJEC-2130「同期機」による次の試験で設計図書に示されている性能であることを確認し、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
					原動機の単体試験は、製造者の社内規格による試験方法により、設計図書に示されている構造であることを確認するほか、原動機単体の出力が設計図書に示されている出力以上であることを形式試験により確認し、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
					発電機と原動機を組合わせた状態で行う試験は、次の試験で設計図書に示されている性能であることを確認し、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
					配電盤の試験		
				2 製造者の社内規格による試験方法で、設計図書に示されている構造であることを確認し、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾	
					(a)-(b)により、設計図書に示されている性能であることを確認し、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受け	提出	承諾

編	章	節	番号	号	工 事 受注者	発注者
				補機附属装置の試験		
				3 空気圧縮機の試験は、製造者の社内規格による試験方法により、設計図書に示されている構造であることを確認し、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
				主燃料タンク及び燃料移送ポンプの試験は、関係法令に適合している旨の試験成績書等を監督員に提出する。	提出	
				燃料ガス加圧装置及び排気ガス処理装置の試験は、製造者の社内規格による試験方法により、設計図書に示されている構造であることを確認し、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
				地下貯蔵タンクのふた(二重ふた付)の試験は、表1.10.3による形式試験とし、監督員に形式試験成績表を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
				防災電源に係る試験		
				4 防災電源となる各発電装置は、関係法令に適合している旨の試験成績書等を監督員に提出する。	提出	
				系統連系に係る試験		
				5 系統連系をする発電装置は、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」に示す動作及び特性を確認し、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
			2 燃料電池発電装置の試験	(2) 燃料電池発電装置において、りん酸形燃料電池である場合の試験は、表1.10.4により行い、監督員に試験成績表を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
			3 熱併給発電装置（コージェネレーション装置）の試験	(2) 排熱回収装置の試験は、関係法令に定めるところによるほか、製造者の社内規格による試験方法で、設計図書に示された構造、性能及び次による内容を確認し、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
			4 太陽光発電装置の試験	(1) 太陽光発電装置及び支持構造物は、JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に規定されている荷重に耐えるものとし、構造耐力上安全である旨の計算書等を監督員に提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
				(2) 太陽光発電装置の試験は、表1.10.5により行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
			5 風力発電装置の試験	(1) 風車発電装置及び支持構造物は、建築基準法施行令第87条に定めるところによる風圧力に耐えるものとし、構造耐力上安全である旨の計算書等を監督員に提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
				(2) 風力発電装置の試験は、表1.10.6により行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
			6 小出力発電装置の試験	(2) 小出力発電装置の試験は、表1.10.7により行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
	2 施工	7 施工の立会い及び試験	1 施工の立会い	(1) 施工のうち、表2.7.1において、監督員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督員の立会いを受ける。		指示 立会
				(2) (1)の立会いを受けた以後、同一の施工内容は、原則として抽出による立会いとし、抽出頻度等は監督員の指示による。		指示

編		章		節		番号		号		工 事 受注者		発注者	
						2	ディーゼルエンジン発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備及びマイクロガスタービン発電設備の試験		機器の設置及び配線完了後に、2.7.2(ア)～(ス)により試験を行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。ただし、騒音測定については、騒音規制に基づき、必要な場合に、監督員の指示による地点の騒音を測定する。	提出	承諾 (指示)		
						3	燃料電池発電設備の試験		燃料電池発電設備において、りん酸形燃料電池である場合は、機器の設置及び配線完了後、表2.7.3により試験を行い、監督員に試験成績表を提出し、承諾を受ける。ただし、騒音測定については、騒音規制に基づき、必要な場合に、監督員の指示による地点の騒音を測定する。	提出	承諾 (指示)		
						4	熱併給発電設備（コージェネレーション設備）の試験	(1)	発電装置の試験は、2.7.2「ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備及びマイクロガスタービン発電設備の試験」及び2.7.3「燃料電池発電設備の試験」の当該項目及び排熱回収装置の試験を行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾		
								(2)	測定データに基づいて算出した回収熱量計算書を監督員に提出し、承諾を受ける。	提出	承諾		
									測定不可能な項目については、監督員の承諾を得て、製造者の測定データ又は計算値を用いることができる。		承諾		
						5	太陽光発電設備の試験		機器の設置及び配線完了後に、表2.7.4に示す事項により試験を行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受け	提出	承諾		
						6	風力発電設備の試験		機器の設置及び配線完了後に、表2.7.5に示す事項により試験を行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受け	提出	承諾		
7	小出力発電装置の試験		機器の設置及び配線完了後に、表2.7.6に示す事項により試験を行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受け	提出	承諾								
6	通信・情報設備工事	1	機材	21	機材の試験	1	試験	(1)	端子盤の試験は、表1.21.1により行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾		
									通信用SPDの試験は、表1.21.2により行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾		
								(2)	電気通信回線に接続する端末機器は、電気通信事業法に適合した旨の証明を、監督員に提出する。	提出	承諾		
								(3)	構内情報通信網装置の試験は、表1.21.3による形式試験とし、監督員に形式試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾		
								(4)	構内交換装置の試験は、製造者の社内規格による試験方法で行い、設計図書に示された構造、性能及び機能であることを確認し、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾		
								(5)	マルチサイン装置の試験は、表1.21.4により行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾		

編		章		節		番号		号		工 事 受注者		発注者					
								(6)	出退表示装置の試験は、表1.21.6により行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾						
								(7)	時刻表示装置の試験は、表1.21.8により行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾						
								(8)	映像・音響装置及び拡声装置の試験は、表1.21.10による形式試験とし、監督員に形式試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾						
								(9)	誘導支援装置の試験は、表1.21.13による形式試験とし、監督員に形式試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾						
								(10)	テレビ共同受信装置及びテレビ電波障害防除装置は、表1.21.14による形式試験とし、監督員に形式試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾						
								(11)	監視カメラ装置の試験は、表1.21.15による形式試験とし、監督員に形式試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾						
								(12)	駐車場管制装置の試験は、表1.21.16により行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾						
								(13)	防犯・入退室管理装置の試験は、表1.21.17により行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾						
								(14)	自動火災報知装置、自動閉鎖装置（自動閉鎖機構）、非常警報装置及びガス漏れ火災警報装置は、関係法令に適合した旨を証明するものを監督員に提出する。	提出							
								2	施工	14	構内 交換 設備	2	機器の据付け		電話機取付け位置の詳細は、監督員との協議による。	協議	協議
								15	情報 表示 設備	1	機器の取付け		情報表示盤及び子時計の取付けは、その荷重及び取付け場所に応じた方法とし、荷重の大きいもの及び取付け方法が特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出する。	提出			
								16	映像 ・音 響設 備	2		(3)	荷重の大きいもの及び取付け方法が特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出する。	提出			
								18	誘導 支援 設備	2	機器の取付け	(1)	音声誘導装置の取付けは、その種類及び取付け場所に応じた方法とし、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出する。	提出			
								20	テレ ビ電 波障 害防 除設 備	2	事前調査	(1)	事前調査は、特記された調査箇所数を建物建設前に路上で測定する。 なお、調査地点は、監督員との協議による。	協議	協議		
				(3)	調査報告は、監督員との協議による。	協議	協議										
21	監視 カメ ラ設 備	2	機器の取付け		カメラの取付けは、その荷重及び取付け場所に応じた方法とし、荷重の大きいもの及び取付け方法が特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出する。	提出											

編		章		節		番号		号		工 事 受注者	発注者	
				28	施工 の立 会い 及び 試験	1	施工の立会い	(1)	施工のうち、表2.28.1について、監督員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督員の立会いを受ける。		指示 立会	
								(2)	(1)の立会いを受けた以後、同一の施工内容は、原則として抽出による立会いとし、抽出頻度等は監督員の指示による。		指示	
						2	施工の試験	(ア)～(タ)により試験を行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾 (指示)		
7	中央 監視 制御 設備 工事	1	機材	5	機材 の試 験	1	試験	(1)	器具単体の試験は、第3編1.9.1「試験」表1.9.1に基づいて行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾	
								(2)	警報盤の試験は、表1.5.1により行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾	
								(3)	監視制御装置の試験は、表1.5.2により行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾	
		2	施工	3	施工 の立 会い 及び 試験	1	施工の立会い	(1)	施工のうち、表2.3.1について、監督員の指示を受けたものは、次の工程に先立ち監督員の立会いを受ける。		指示 立 会	
								(2)	(1)の立会いを受けた以後、同一の施工内容は、原則として抽出による立会いとし、抽出頻度等は監督員の指示による。		指示	
						2	施工の試験	(ア)～(ウ)により行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾		
		8	医療 関係 設備 工事	2	非接 地電 源用 分電 盤	2	機材 の試 験	1	試験	非接地電源用分電盤の試験は、表2.2.1により行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。 また、器具類の試験は、表2.2.2により行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
						4	施工 の試 験	1	施工の試験	(ア)～(エ)により試験を行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
				3	ナース コー ール 設備	2	機材 の試 験	1	試験	(1)	ナースコール装置等の試験は、表3.2.1による形式試験とし、監督員に形式試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出
		(2)	携帯形ナースコール装置の試験は、製造者の社内規格による試験方法で行い、設計図書に示された構造、性能及び機能であることを確認し、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。					提出	承諾			
		4	施工 の試 験	1	施工の試験	(ア)～(イ)により試験を行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾				

(4) 機械設備工事

編	章	節	番号	号	工 事 受注者	発注者	
1	一般 共通 事項	1 一般 事項	1 総則	3 官公署その他 への届出手続 等	(2) 届出内容をあらかじめ監督員へ報告する。	報告	
				4 工事実績情報 サービス (CORINS) への登録	(1) 工事実績情報の登録予定内容について、事前に監督員の 確認を受ける。		確認
				5 書面の書式及 び取扱い	(1) 書面を提出する場合の書式（提出部数を含む。）は、公共 建築工事標準書式によるほか、監督員と協議による。	協議	協議
					(3) 施工体制台帳及び施工体系図の写しを監督員へ提出す る。	提出	
				6 設計図書等の 取り扱い	(2) 設計図書及び工事関係図書については、工事の施工のた めに使用する以外の目的で第三者に使用させない。ただ し、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限り でない。		承諾
				8 疑義に対する 協議等 設計図書の訂 正、変更	(1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場 の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困 難な場合若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議	協議	協議
					(2) 設計図書の訂正又は変更を行う場合は、監督員との協議 による。	協議	協議
					(3) 設計図書の訂正又は変更を行わない場合も、監督員との 協議による。	協議	協議
				9 工事の一時中 止に係る事項	工事の一時中断が必要となった場合は、直ちに状況を監 督員に報告する。	報告	
				10 工期の変更に 係る資料の提 出	工期を変更する場合は、必要とする変更日数の算出根 拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじ め監督員に提出する。	提出	
				11 特許の出願等	工事施工上必要な材料、施工方法等を考案し、これに関 する特許の出願等を行う場合は、あらかじめ発注者と協 議する。	協議	協議
				12 埋蔵文化財 その他の物件	埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその 状況を監督員に報告する。その後の措置については、監 督員の指示に従う。	報告	指示
				13 S I 単位	国際単位系である S I 単位の適用に際し、疑義が生じた 場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		2 工事 関係 図書	1 実施工程表	(1) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し監督員の承諾 を受ける。		承諾	
				(3) 契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表の 変更が生じた場合は、監督員の承諾を受ける。		承諾	
				(4) 上記以外により、実施工程表の内容を変更する必要が生 じた場合は、監督員に報告する。	報告		
				(5) 週間工程表、月間工程表、工種別工程表を監督員に提出 する。（工事書類簡素化取扱確認書で協議した書類に限 る。）	提出	指示	

編	章	節	番号	号	工 事 受注者	発注者
			2 施工計画書	(1) 工事の着手に先立ち、総合施工計画書を作成し監督員に提出する。	提出	
				(3) 当該工事の施工に先立ち、工種別施工計画書を作成し監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	提出	承諾
				(4) 総合施工計画書及び工種別施工計画書のうち品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。 品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督員の承諾を受ける。		承諾
				(5) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督員に報告する。	報告	
			3 施工図等	(1) 施工に先立ち、施工図等の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。		承諾
				(3) 施工図等の内容を変更する必要がある場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講じ、監督員の承諾を受ける。	報告	承諾
			4 工事の記録等	(4) 適切な施工であることの証明を監督員から指示された場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。		指示
				(5) 監督員より請求されたときは、工事の記録等を監督員に提示又は提出する。	提出	
		3 工事 現場 管理	2 電気保安技術者	(2) 電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督員の承諾を受ける。	提出	承諾
				(3) 電気保安技術者は監督員の指示に従い業務を行う。		指示
			3 施工条件	(1) 行政機関の休日における工事の施工については、あらかじめ監督員の承諾を受ける。		承諾
				設計図書に施工時間が定められている場合において、その時間を変更する必要があるときは、あらかじめ監督員の承諾を受ける。		承諾
				設計図書に施工時間が定められていない場合において、夜間に工事の施工を行うときは、あらかじめ監督員の承諾を受ける。		承諾
			4 品質管理	(2) 必要に応じて監督員の検査を受ける。		検査
				(3) 品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督員と協議する。	協議	協議
			5 施工中の安全確保	(4) 施工箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等が工事に支障を来す場合は、監督員と協議する。	協議	協議
				(6) 近隣等との折衝について記録し、直ちに監督員に報告する。	報告	
				地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督員に報告する。	報告	
			7 災害等発生時の安全確保	災害及び事故が発生した場合は、対策を含めてその経緯を監督員に報告する。	報告	

編	章	節	番号	号	工 事 受注者	発注者
			9 発生材の処理等	(1) 設計図書に定められた以外の発生材の再利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督員と協議する。	協議	協議
				(2) 発生材のうち、引渡しを要するものの引渡し（保管）場所については、監督員の指示を受ける。		指示
				発生材のうち、引渡しを要するものの調書を作成して、監督員に提出する。	提出	
				発生材のうち、再資源化を図るものと指定されたものは、分別を行い、再資源化施設等に搬入したのち調書を作成して監督員に提出する。	提出	
				上記以外の発生材は関係法令に従い適切に処理し、監督員に報告する。	報告	
		4 機器及び材料	2 機材の品質等	(3) 使用材料が設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。ただし、設計図書において J I S 又は J A S によると指定された材料で、J I S 若しくは J A S のマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。	提出	
				(4) 工事現場でのコンクリートに使用するせき板の材料として合板を使用する場合は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した内容の板面表示等により合法性を確認し、監督員に報告する。	報告	
				(5) 調合を要する材料については、調合に先立ち、調合表を監督員に提出する。	提出	
				(6) 機材の色等については、監督員の指示を受ける。		指示
			4 機材の搬入	材料の搬入ごとに、監督員に報告する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	報告	承諾
			5 機材の検査等	(1) 現場に搬入した機材は種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。		承諾 検査
				(2) 一度検査に合格した機材と同じ機材は、以後、抽出検査とするが、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。		指示
			6 機材の検査に伴う試験	試験が完了したときは、その試験成績書を監督員に提出する。	提出	
			7 機材の保管	搬入した機材のうち、変質等により工事に使用することが適当でないと監督員の指示を受けたものは、適切な措置を講じ、工事現場外に搬出する。		指示
		5 施工	2 技能士	技能士の資格を証明する資料（＝技能士報告書）を監督員に提出する。ただし、施工計画書に記載し、資格証明等を添付することで省略可能。	提出	

編		章		節		番号		号		工 事 受注者	発注者					
						3	一工程の施工 の確認及び報 告		一工程の施工を完了したとき又は工程の途中で監督員の 指示を受けたときは、適合確認を行い、適時、監督員に 報告する。この場合において、確認・報告は、監督員の 承諾を受けた者が行う。	報告	指示 承諾					
						4	施工の検査等	(1)	設計図書に定められた場合、一工程の確認を報告したと き及び監督員から指示された工程に達したときは、監督 員の検査を受ける。		検査					
								(2)	上記の検査に合格した工程と同じ材料及び工法により施 工した部分については、以後、抽出検査とすることがで きる。ただし、監督員の指示を受けた場合はこの限りで ない。		指示					
								(3)	見本施工（特記された場合）については、監督員の承諾 を受ける。		承諾					
						5	施工の検査に 伴う試験	(2)	試験が完了したときは、その試験成績書を監督員に提出 する。	提出						
						6	施工の立会い	(1)	設計図書に定められた場合又は監督員の指示を受けた場 合の施工は、監督員の立会いを受ける。また、監督員立 会確認記録は、工程表又は、打合せ記録に集約すること ができる。		指示 立会					
						7	工法等の提案		設計図書に定められた工法等以外で、所要の品質及び性 能の確保が可能な工法、環境の保全に有効な工法、生産 性向上に有効な工法等の提案がある場合は、監督員と協 議する。	協議	協議					
						8	化学物質の濃 度測定	(3)	測定結果を監督員に提出する。	提出						
				6	工事 検査 及び 技術 検査	1	工事検査	(1)	工事を完了した場合は、工事完成の通知（＝工事完成 届）を監督員に提出する。	提出						
								(2)	契約書に規定する部分払を請求する場合は、出来形部分 等の算出方法について監督員の指示を受ける。		指示					
					7	完成 図等	2	完成図	(4)	監督員の承諾を受けた完成図等を監督員に提出する。	提出					
									3	保全に関する 資料	(2)	保全に関する資料の作成に当たり、監督員と記載事項に 関する協議を行う。	協議	協議		
											4	標識その他	(3)	配管の識別は原則として、JIS Z 9102（配管系の識別表 示）によるものとし、識別方法及び色合いは、監督員の 指示による。		指示
													5	保守工具	(3)	当該工事のうちポンプ、送風機、吹出口、衛生器具、桝 等の保守点検に必要な工具一式を監督員に提出する。
2	共通 工事	1	一般 事項	3	総合 試運 転調 整等	1	一般事項		総合試運転調整に先立ち、調整方法、調整時期、日程、 人員及び安全対策を含む総合試運転調整計画書を監督員 に提出し、承諾を受ける。	提出	承諾					
						3	総合試運転調 整		総合試運転調整の完了後は、機器等の運転状態の記録表 及び系統ごとに各測定結果をまとめた測定報告書を監督 員に提出する。	提出						

編	章	節	番号	号	工 事 受注者	発注者
	2 配管 工事	5 管の 接合	3 塩ビライニング鋼管、耐熱性ライニング鋼管及びポリ粉体鋼管	(4) 塩ビライニング鋼管のフランジ接合の場合で、やむを得ずフランジを現場取付けするときは、監督員の承諾を受け、標準図（施工 2 塩ビライニング鋼管及びステンレス鋼管の施工要領）により取り付ける。		承諾
			7 ステンレス鋼管	(2) 現場で溶接する場合は、TIG自動円周溶接機を使った自動溶接とし、やむを得ず手動溶接を行う場合は、監督員の立会いを受けて行う。		立会
			8 銅管	メカニカル接合の場合は、呼び径25以下に適用し、監督員の承諾を受け、JCDA 0002（銅配管用銅及び銅合金の機械的管継手の性能基準）を満足した継手により接合する。		承諾
			15 溶接接合	4 溶接工	自動溶接を除く溶接工は、次に示す試験等の技量を有する者又は監督員が同等以上の技量を有すると認めた者とする。ただし、軽易な作業と監督員が認め、承諾を得た者についてはこの限りでない。	承諾
				7 仮付け		指示
					仮付け溶接終了後、開先形状確認のため、監督員の指示に従い工事写真又は開先寸法記録を残す。ただし、工場溶接にあっては、この限りでない。	
				10 溶接方法	溶接方法は、被覆アーク溶接、TIG溶接若しくは監督員の承諾を得た半自動アーク溶接、自動溶接又はそれらの組合せによって行う。ただし、ステンレス鋼管の場合は、被覆アーク溶接は行わない。	承諾
				11 溶接施工	溶接作業は、降雨・降雪時や強風時には行わない。ただし、溶接部が十分に保護され、監督員の承諾を受けた場合は、作業を行うことができる。 また、降雨・降雪や強風の影響を受けない建物内での作業は、この限りでない。	承諾
			1 塗装	1 一般事項	仕上げの色合いは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出し、承諾を受ける。	提出 承諾
					検査を要するものの塗装は、当該部分の検査の終了後に施工する。やむを得ず検査前に塗装を必要とするときは、事前に監督員の承諾を受ける。	承諾
			1 一般事項		地中埋設物は、事前に調査し、地中配線、ガス管等を掘り当てた場合は、これらを損傷しないように注意し、必要に応じて緊急処置を行い、監督員及び関係者と協議して処理する。	協議 協議

編		章		節		番号		号		工 事 受注者	発注者
				4	コン クリ ート 工事	1	一般事項		コンクリートについては、JIS A 5308「レディーミクスト コンクリート」への適合を認証されたものとし、種類は 普通コンクリートとする。ただし、コンクリートが少量 の場合等は、監督員の承諾を受けて、現場練りコンク リートとすることができる。		承諾
									コンクリートの設計基準強度については、特記がなけれ ば、18N/mm ² 以上、スランプは15cm又は18cmとし、施工 に先立ち調合表を監督員に提出する。ただし、少量の場 合等は、監督員の承諾を受けて、省略することができる。	提出	承諾
									鉄筋については、JIS G 3112「鉄筋コンクリート用棒鋼」 によるものとする。ただし、鉄筋が少量の場合で、監督 員の承諾を受けたものは、この限りでない。		承諾
				6	鋼材 工事	3	溶接	(1)	溶接工は、配管の場合は2.5.15「溶接接合」によるもの とし、配管以外の場合は、JIS Z 3801に示す試験等による 技量を有する者又は監督員が同等以上の技量を有すると 認めた者とする。ただし、軽易な作業と監督員が認め、 承諾を得た者については、この限りでない。		承諾
3	空気 調和 設備 工事	1	機材	4	コー ジェ ネレ ーシ ョン 装置	16	試験		コージェネレーション装置の試験は、関係法令の定め によるほか、表3.1.5の試験を行い、設計図書に示された 構造と性能であることを確認し、監督員に試験成績書を 提出する。ただし、製造者において実験値等が整備され ているものは、監督員の承諾により、性能表・能力計算 書等、性能を証明するものをもって試験に代えることが できる。	提出	承諾
				5	氷蓄 熱ユ ニッ ト	11	試験		氷蓄熱ユニットの試験は、表3.1.6の試験を行い、設計 図書に示された構造と性能であることを確認し、監督員 に試験成績書を提出する。ただし、製造者において実験 値が整備されているものは、監督員の承諾により、性能 表・能力計算書等、性能を証明するものをもって試験に 代えることができる。	提出	承諾
4	自動 制御 設備 工事	1	機材	4	中央 監視 制御 装置	2	中央監視盤	2	中央処理装置 監視制御機能の構成、表示内容等については、特記に て適用された範囲に基づき、監督員と協議する。	協議	協議
				6	機材 の試 験	1	機材の試験		機材の試験は、表4.1.17により行い、試験結果を監督 員に報告する。 なお、製造者において、実験値等が整備されているもの は、監督員の承諾により、性能表等、性能を証明するも のをもって試験に代えることができる。	報告	承諾

編	章	節	番号	号	工 事 受注者	発注者			
	2 施工	2 盤類 の取 付け	1 自動制御盤の 取付け		質量の大きいもの及び特殊な取付方法のものは、あらかじめ取付詳細図を作成し、監督員に提出する。	提出			
		4 総合 試運 転調 整等	2 総合試運転調 整	(2) 総合試運転調整完了後、制御・計測調整報告書を監督員に提出する。エネルギー管理機能を備える場合は、総合試運転調整時の計測、計量等のデータによるグラフ等を監督員に提出する。 なお、制御・計測値が確認できない電気式の場合を除く。	提出				
6	ガス 設備 工事	2 都市 ガス 設備	2 施工	5 防食処置	鋼管で、腐食のおそれのある部分は、(ア)から(イ)による腐食処置を施すものとする。ただし、監督員の承諾の上、ガス事業者の定める工法によることができる。	承諾			
7	さく 井設 備工 事	1 一般 事項	1 総則	1 一般事項	(3) 揚水井又は地中熱交換井の場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受ける。	報告	指示		
					(4) 揚水井又は地中熱交換井の場合は、監督員の立会いを受ける。ただし、同一工法の場合で監督員の承諾を受けた場合は省略することができる。		承諾 立会		
		2 揚水 井設 備	1 機材 及び 施工	1 堀さく	(4) 崩壊、出水、逸水が泥水のみでは防止できないおそれがある場合は、速やかに監督員に報告する。	報告			
				4 スクリーン	(2) スクリーンの据付位置は、監督員の承諾を受ける。		承諾		
9	昇降 機設 備工 事	2 一般 エレ ベー ター	3 機材 及び 施工	1 駆動装置等	2 電動機 電動機は、「誘導電動機の規格及び保護方式」による(a)から(d)の試験を行い、その試験成績書を監督員に提出する。	提出			
				10 塗装	3 塗装標準 塗装色は、(一社)日本エレベーター協会のエレベーター用色見本帳、(一社)日本塗料工業会の色見本帳によるものとし、それによらない場合は、塗り見本を提出し、監督員の承諾を受ける。	提出			
				13 試験	試験は、JIS A 4302（昇降機の検査標準）に準じて行い、(一社)日本エレベーター協会標準の定める試験成績書に記載して、監督員に提出する。	提出			
				5 小荷 物専 用昇 降機	2 機材 及び 施工	2 駆動装置等	2 電動機 電動機は、「誘導電動機の規格及び保護方式」による(a)から(d)の試験を行い、その試験成績書を監督員に提出する。	提出	
				6 エス カレ ー ター	2 機材 及び 施工	2 駆動装置	1 電動機 電動機は、「誘導電動機の規格及び保護方式」による(a)から(d)の試験を行い、その試験成績書を監督員に提出する。	提出	
						13 試験	試験は、JIS A 4302（昇降機の検査標準）に準じて行い、(一社)日本エレベーター協会標準の定める試験成績書に記載して監督員に提出する。	提出	

編	章	節	番号	号	工 事 受注者	発注者
10	機械 式駐 車設 備工 事	2 二段 方式 機械 式駐 車装 置	2 機材 及び 施工	1 駆動装置	1 電動機 JIS C 4034-1（回転電気機械－第1部：定格及び特性）による次の試験を行い、その試験成績書を監督員に提出する。	提出
				8 塗装及び防錆	3 塗装標準 塗装色は、塗装見本を監督員に提出し、承諾を受ける。	提出 承諾
				11 性能試験	性能試験は、表10.2.2による作動確認試験を行い、試験完了後、試験成績書を速やかに監督員に提出する。	提出
11	医療 ガス 設備 工事	1 一般 事項	1 総則	1 一般事項	(4) 工事の施工に当たっては、着手に先立ち計画書を作成し、当該施設の責任者及び監督員の承諾を受けた後に行う。	承諾
				4 機材の検査に伴う試験	(3) 試験が完了したときは、その試験成績表を速やかに監督員に提出する。	提出
					(4) 製造者において、実験値等が整備されているものは、監督員の承諾により、性能表・能力計算書等、性能を証明するものをもって試験に代えることができる。	承諾
			4 検査・試験	1 一般事項	(2) 施工管理者及び現場代理人は、検査・試験完了後に自署捺印した検査・試験合格証明表及び検査・試験成績書を作成し、監督員に提出する。	提出

4 工事写真の撮り方

(1) 一般事項

工事施工中及び工事完成後において写真を撮影する際には、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領 令和5年版」を参考にして、明視することが出来ない部分及びその他必要と認められる部分の施工状況を確認できるようにすること。

(2) 撮影対象

ア 工事写真

- ① 施工状況及び工程を示すもの
- ② 完成後、明視できない部分
- ③ 新しい工法で施工するもの
- ④ 天災・人災その他不可抗力による損害関係を明らかにするためのもの
- ⑤ 設計変更を伴うもの
- ⑥ 産業廃棄物に係るもの
- ⑦ 仮設工事に係るもの
- ⑧ 安全対策に係るもの
- ⑨ その他特に指定するもの

イ 完成写真

- ① 工事完成状況を示すもの
- ② 契約不適合及び保証期間が判定できる資料となるもの
- ③ 改修工事等の場合は、工事施工の前後が対比できる状況のもの
- ④ その他特に指定するもの

(3) 撮影方法

ア 写真撮影には、日付を入れないこと。

イ 写真撮影は、特記仕様書に特に明記がない場合、横長撮りを原則とする。

ウ 撮影被写体には、スケール（箱尺、リボンテープ等）を用いて、寸法が判明するよう撮影する。

エ 撮影写真には、完成写真を除き電子小黒板を入れること。

電子小黒板を使用できなかった場合は、施工場所、内容等を写真の横に記入すること。

なお、検査者及び立会者等がいる場合には検査者氏名等を記入すること。

(注) 参考電子小黒板

工事名		
撮影場所		
撮影内容		
受注者		

オ 外部の完成写真は、全景4面以上を撮影し、内部の完成写真は、各室4面を原則とし、各設備（棚、緑板、流し等）の全てを撮影すること。ただし、公営住宅、学校等の同じタイプの住戸、教室等は、タイプ別に撮影することができる。

(4) 写真の整理

ア 写真は、CD-R、DVD-R 等に保存し、提出に当たっては、工事名、工事場所、工期及び受注者名を当該 CD-R 等のおもて面に明記すること。

なお、写真の整理の順番は、完成写真、工程ごとの施工状況写真（各種試験状況写真を含む。）、各種使用資材写真の順とし、1 件の工事で 2 棟以上の建築物がある場合は、棟ごとに整理すること。

イ 完成写真は工事写真とは別に紙出力し、「工事写真帳」の表紙を付けて 1 部提出すること。

ウ 計測写真は、設計（基準）数値と実測数値を明記すること。

5 その他（注意事項）

（１）CAD 図の保管

施工図等を作成するために、県から提供を受けた CAD 図を下請業者等へ提供する場合は、CAD 図の著作権は県に属するため、複写・転売などが行われないよう元請業者が責任を持って管理すること。

（２）検査で用意するもの

ア 建築・設備共通

スケール、脚立、懐中電灯、手鏡、その他検査員が指示するもの

イ 設備

絶縁抵抗計、接地抵抗計、テスター、コンテスター、アネモメーター、騒音計温度計、工具類一式、テレビ、電界強度計、照度計、その他検査員が指示するもの

（３）鉄筋工事における監督員による配筋検査

検査を受ける全ての配筋を完了させておくこと。

なお、受検に当たっては、型枠により配筋が確認できないことがないように注意すること。

（４）解体工事等における「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」

解体工事等における事前調査の結果については、石綿事前調査結果報告システムにて県又は宮崎市に報告するとともに、石綿の使用の有無、石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の実施内容を周辺住民から見やすい箇所に掲示すること。

なお、その掲示内容は、別添 1 から別添 3 の掲示例を参考とすること。

（５）工事看板の記載内容

ア 工事名称

イ 工期

ウ 発注者名

エ 監理者名・電話番号

※工事監理業務を外部委託している場合は、
建築士事務所名・電話番号を併記する。

オ 施工者名・電話番号

（参考）週休 2 日対象工事を希望した場合

ご迷惑をおかけします 週休2日促進工事 〇〇〇〇〇〇建設主体工事 令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 発注者 宮崎県 監理者 宮崎県県土整備部宮籍課 電話 0000-00-0000 〇〇〇〇設計事務所 電話 0000-00-0000 施工者 〇〇〇〇建設株式会社 電話 0000-00-0000 ※工事に関するお問合せは監理者まで
